

# 公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和8年10月 8日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザル（事前審査型）を行いますので、下記のとおり通知します。

## 記

### 1 業務名

佐世保競輪場における民間活力導入を目的とした土地及び施設等利用方針検討業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 3 業務概要

佐世保競輪場の敷地において、各種法規制等を踏まえ、民間活力導入を前提とした土地及び施設等の利用方針について検討・考察するもの。

### 4 仕様書等のダウンロード

参加を検討される方に、仕様書等の関係データを配付します。添付の「パスワード交付申請書」に必要事項を記入し、巻末記載の担当者にメール送付ください。申請書の受領と引き換えにパスワードを交付します。

パスワード受領後、佐世保市ホームページからダウンロードしてください。

#### 【掲載場所】

「佐世保市からの調達情報掲示板」

：佐世保市ホームページ（トップページ）「総合案内」⇒くらしナビ中「事業所の方へ」

⇒ページ中央「佐世保市からの調達情報掲示板」

### 5 再委託の可否

再

否

### 6 契約上限価格

本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

5, 524, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 7 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれかに該当することとします。

(1) 参加要件①

- i 参加申請書の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- v 基幹要綱第10条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 法人    | 参加申請書の提出期間の末日時点において、登記後1年以上経過している者     |
| 個人事業主 | 参加申請書の提出期間の末日時点において、営業を開始して1年以上経過している者 |

ii 納税状況

|       |                                            |                         |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------|
| 区分    | 佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※                  | 左記以外の方                  |
| 法人    | 市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者 | 法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者   |
| 個人事業主 | 及び地方消費税に未納がない者                             | 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者 |

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- iii 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- iv 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- v 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施

行)に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審査委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審査委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審査委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第10条第1項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審査委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 参加申請書の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者
- v 基幹要綱第10条第1項及び第2項の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 参加に係る手続き・提出書類

(1) 参加申請書

仕様書等を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに「参加申請書（様式1号）」に（2）の書類を添付して提出してください。

①提出期限

令和8年10月21日（水）17：00まで

②提出方法

郵送（配送記録があるもの）又は、事前に電話連絡のうえ、競輪事務所に持参してください。郵送の場合、受付期間内必着です。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

また、提出書類に不備がある場合は受理できません。

受理後、不備等により再提出が必要と判明した場合は、指定する期日までに再提出してください。

期日までに再提出されない場合は不受理とみなします。

(2) 参加申請書添付提出書類

①参加要件及び欠格要件に関する誓約書（様式2号）

②情報の取扱いに関する誓約書（様式3号）

③参加要件を満たすことを証明する書類

佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類（参加申請書の提出時点において、1ヶ月以内に取得したもの。）を提出してください。（業種に関わらず佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）

i 設立後の経過期間を証明する証明書

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 法人    | 法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書<br>(履歴事項証明の記載があるもの) |
| 個人事業主 | 申請日が属する年度の前年度の確定申告書類                       |

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

|       |                                                |                                                 |
|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 法人    | 佐世保市発行の<br>「市税に滞納がない証明書」(※佐世保市の納税がある方のみ)<br>及び | 税務署発行の<br>「様式その3の3(法人税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」   |
| 個人事業主 | 税務署発行の<br>「様式その3(消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」         | 税務署発行の<br>「様式その3の2(申告所得税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」 |

11 提案者の認定

提案者としての認定は、参加要件に適合しているか確認でき次第、通知します。(メール送付)

12 提案書等の提出

参加申請書を提出後、下記の要領で提案書等を作成し、期限までに提出してください。なお、作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書等の返却は致しません。

(1) 提出書類

①提案書

佐世保競輪場における民間活力導入を目的とした土地及び施設等利用方針検討業務委託仕様書「9 提案として求める内容」(1)から(5)について、それぞれ確認できるもの。

②添付資料

i 業務に係る見積書(様式4号)

ii iの内訳書(任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。)

(2) 綴り方等

①原則、提案書はA4縦とし、横書きです。

提出書類は、【提案書→添付資料i→添付資料ii】の順でページ番号を付し、「A4 縦長フラットファイル」に綴じたもので提出してください。(A4縦では説明が難しいものは、A4版サイズに折り込んでください。)なお、提出書類は10ページ以内とします。

②提出部数 10部（正本1部、副本9部）

③プレゼンテーションは提案者名を伏せて行います。提出書類及びフラットファイルには、社名など、提案者の名称がわかるものを入れないようにしてください。なお、正本のみ提案者名の記載をお願いします。

④提出書類に不備がある場合は受理できません。受理後、不備等により再提出が必要と判明した場合は、競輪事務所が別途指定する期日までに再提出してください。期日までに再提出されない場合は不受理とします。

(3) 提出期限

令和8年11月5日（木）17：00まで

(4) 提出方法

郵送（配送記録があるもの）又は、事前に電話連絡のうえ競輪事務所に持参してください。郵送の場合、受付期間内必着です。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに、「辞退届（様式5号）」を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年11月5日（木）17：00まで

(2) 提出方法

郵送又は競輪事務所に持参してください。郵送の場合、受付期間内必着です。

14 プレゼンテーション開催日等

(1) 実施予定日

令和8年11月上旬（日時の詳細は、別途通知します。）

(2) 場所

佐世保市干尽町2番地5 佐世保競輪事務所3階 ウィンちゃんルーム

(3) 実施時間

15分程度（プレゼンテーション10分程度、ヒアリング審査5分程度）

(4) その他

①出席人数は、1企画提案者につき3名までとします。

②準備、撤収は、審査前後の各10分間で行ってください。

③プレゼンテーションに必要な機材は、一律、プロジェクター一式（又は50インチテレビ）、HDMIケーブル、マイク1本及びマイク用スピーカーを用意します。

④提案書に即した内容であれば、プレゼンテーション用に作成した資料を使用していただいて構いません。ただし、提案書の内容により審査を行うこと、提案書を見ながら審査を行うことを念頭に置き、プレゼンテーションを行ってください。なお、動画等を投影していただいても構いません。

⑤プレゼンテーションは提案者ごとに行いますので、提案者の方は、「来庁時間通知書」に示す時間に控室までお越しください。

15 仕様書等及び本通知への質問（参加申請書を提出された方のみ）

企画提案にあたって質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

（１）提出書類

質問書（様式６号）

（２）質問期間

令和８年１０月１５日（木）～１０月２１日（水）１７：００まで

※期間外の質問は一切受け付けません。

（３）提出方法

電子メールで巻末記載の担当まで提出してください。（電話不可）

（４）質問回答

全ての質問について、令和８年１０月２３日（金）までに、参加申請書を提出された方全員に電子メールで回答します。

16 プロポーザルに係る全体スケジュール（予定）

| 項目                 | 日程                      |
|--------------------|-------------------------|
| 参加申請書の受付           | 令和８年１０月８日（木）～１０月２１日（水）  |
| 資格審査及び結果通知         | 随時                      |
| 質問書の受付（参加申請者のみ）    | 令和８年１０月１５日（木）～１０月２１日（水） |
| 質問書に対する回答          | 令和８年１０月２３日（金）まで         |
| 提案書の受付             | 資格審査結果受領後～令和８年１１月５日（木）  |
| プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和８年１１月上旬（別途通知）         |
| 受託候補者の決定及び結果通知     | 令和８年１１月中                |
| 契約書の締結             | 令和８年１１月中                |

## 17 審査基準

- (1) 審査項目及び配点は、「配点表」のとおりです。(審査委員1名あたり100点満点)
- (2) 審査委員1名あたりの平均点数(審査委員全員の合計点数÷審査委員人数) 60点を適正基準点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
- (3) 「配点表」に示す審査項目において、評価レベル1以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
- (4) 適正基準点以上であっても、各委員の採点において60点未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としないことがあります。
- (5) 上記(3)又は(4)に該当する場合であっても、審査委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その提案者を受託候補者とするものとします。

## 18 採点方法

### (1) 通常の採点

「配点表」に示す評価レベル及び換算率から審査項目ごとの点数、審査委員ごとの合計点数を算出します。そして、審査委員全員の点数を合計し、最も高位の方(以下「最高得点者」という。)を受託候補者とします。ただし、下記(2)「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

### (2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計(各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。)が最も低位の者とが一致しない場合(この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。)は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

#### (特例による採点方法)

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

## 19 同点となった場合の取り扱い

### (1) 通常の採点により同点となった場合

- ① 順位点の合計(各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。)が最も少ない方を受託候補者とします。
- ② ①によっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

### (2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

## 20 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とする

とします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

#### 21 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者であった場合は、質問回答の期間、業務費用の積算、提案書等の作成、全体スケジュールの設定、仕様書の内容等について、無理がなかったか、特定の者のみしか提案できないようになっていないか等を審査委員会で審議し、問題がないと判断した場合は、当該一者での審査を行うものとします。

#### 22 審査結果の通知

すべての提案者に、受託候補者とそれぞれの順位を通知します。

#### 23 最終提案書

受託候補者となられた方は、発注課から提案内容の修正や追加要望等があった場合、この協議に応じ、当該協議にて合意に達した業務の内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に担当者から通知します。

#### 24 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。なお、発注者から提案内容の修正や追加要望等がなかった場合は、「最終提案書の提出後の翌日」を、「受託候補者決定日の翌日」に読み替えます（以下同じ）。

#### 25 契約保証金

##### （1）契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

また、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金を免除することができますので、ご希望の方は担当者へ申し出てください。

##### （2）契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

##### ① 実績による免除の場合（佐世保市に業者登録がある方のみ）

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

- i 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履

行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。)

- ii 上記履行実績を証明する書類(契約書等の写し)を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

- i 保険金の受取人を佐世保市長とすること。
- ii 保険金が、契約総額(消費税及び地方消費税を含む。)の10%以上であること。
- iii 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

26 その他

- (1) 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。
- (2) 佐世保市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

参加に関するお問い合わせ、受付先

〒857-0852

佐世保市干尽町2番地5

佐世保市経済部競輪事務所

担当：田中

電話：0956-31-4797

(内線) 7250-13

FAX：0956-31-0268

メールアドレス：keirin@city.sasebo.lg.jp